

第 3 次宇土市教育振興基本計画

平成 3 1 年 3 月
宇土市教育委員会

～はじめに～

平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震により甚大な被害を受けました。

宇土市においても、16日の本震で市役所庁舎4階が崩壊し使用不能となりました。学校施設も大きな被害を受けました。学校も避難所となり休校を余儀なくされました。

学校再開は、早いところで4月26日、最も遅かった宇土小、鶴城中は5月2日に避難所として利用しながらの再開となりました。学校再開まで自宅待機が続く中、子どもたちはボランティアとして活動し、市に次々と届けられる支援物資の配布や、炊き出し、避難所の支援等に参加しました。地域のために自分たちにできることはないか、避難されている方を励ますことはできないかと、自ら考え行動したものでした。

学校は5月には大きな学校行事である運動会、体育大会を控えていました。運動会、体育大会はすべての学校で時期を遅らせたり規模を縮小したりしての開催となりました。その中で、被災された方への配慮や、宇土市へのエールがすべての学校から送られました。地震はとても辛い出来事でしたが、平穏な日常の有難さや人の優しさを再認識する機会ともなりました。

これまで宇土市では、社会情勢の変化や国・県における様々な教育制度・施策の改正等を踏まえながら教育政策を進めてきました。平成26年3月に策定した「第2次宇土市教育振興基本計画」では、将来5年間を見据えた基本理念を掲げ、数値目標を設定して取り組んできました。そして、その成果を踏まえ、平成31年度からの「第3次宇土市教育振興基本計画」を策定し、さらなる本市の教育の振興を図っていきます。

この5年間の教育行政の成果を振り返ると、すべての小中学校に取り入れた「コミュニティスクール」、「小中一貫教育」があります。コミュニティスクールは地域の特色を生かし、地域の教育力を教育活動に取り入れ地域に開かれた学校づくりを進めました。「小中一貫教育」については、先進的な取り組みを行ってきた網田小中学校を、平成27年から平成29年までの3年間、再度、文部科学省のモデル事業研究校として指定し実践研究を深めました。そして、その成果を他の中学校区にも広げ、すべての中学校区での実践へと繋いでいます。コミュニティスクール、小中一貫教育ともに地域に支えられる面が共通しており、一体的に取り組むことでより成果を高めると捉えています。また、「小学校運動部活動の社会体育移行」についても、平成28年度末にすべての運動部活動を社会体育に移行し、放課後の有効活用とともに、教職員の働き方についても、小学校においては大きな改善がみられました。

第3次教育振興基本計画においては、これまでの成果を踏まえ、その教育理念である「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来を担う人づくり」の実現をめざし本市の教育を進めてまいります。

平成31年3月

宇土市教育長 太田 耕幸

目次

第1章 計画の策定に当たって	P 3 ~ 4
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の範囲・期間	
第2章 現状や2030年以降の変化を踏まえ、取り組むべき課題 . . P	5 ~ 7
1 社会状況の変化	
2 教育をめぐる状況変化	
3 教育をめぐる国際的な政策の動向	
第3章 計画の体系	P 8
1 基本理念	
2 基本方針	
第4章 今後5年間の目標	P 9 ~ 18
1 可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	
2 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する	
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	
5 教育政策推進のための基盤を整備する	
第5章 アンケート結果	P 19 ~ 31
第6章 推進体制	P 32

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

「第2次宇土市教育振興基本計画（教育立市プランⅡ）」（平成26年度～30年度）において、基本理念「夢に向かって知と体をねりみがき、世界に誇る公德心に富む人を育む」を掲げ、次の3つの基本目標を柱に具体的な施策を展開してきました。

基本目標

- 1 響育 →自ら学び、考え、行動できる子どもを育む 教学相長の^{※1}「響育」
※1 教学相長・・・教える者と学ぶ者が相互に刺激を与えあい、成長すること
いう。それによって自分の学問が進歩すること。
- 2 郷育 →郷土を愛し、生涯健やかに学び続ける人を育む 温故知新の^{※2}「郷育」
※2 温故知新・・・昔のことを究め、また古い事柄を復習しながら、新しい知識
や道理を見つけること。
- 3 協育 →学校・家庭・地域が連携し、まちを支え、人を育む 和衷協同の^{※3}「協育」
※3 和衷協同・・・心を同じにしてともに力を合わせること。

本計画は、これまでの計画の成果と課題を検証し、時代背景の変化（IOT・ビッグデータ・AIをはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者などの活躍の進展など）から生じた新たな課題など予想困難な時代になることを踏まえ、本市における今後の教育の基本的な方向性を定めるものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画です。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 本市の関連計画との関係

本計画は、第6次宇土市総合計画や本市の個別計画を参考にし、教育分野の施策をより具体化するための計画です。

3 計画の範囲・期間

本計画は、本市の教育に関する基本理念や目標を掲げ、それらの達成に向けた個別具体的な施策で構成されています。また、この計画の内容については、就学前教育、学校教育、社会教育、文化、文化財保護、生涯スポーツなど教育に関する全ての分野を対象としています。

なお、計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。また、各施策について進捗状況の点検や必要に応じて見直しを行い、より効率的で効果的な教育施策を推進します。

第2章 現状や2030年以降の変化を踏まえ、取り組むべき課題

1 社会状況の変化

(1) 人口減少と高齢化の進展

全国の人口は、2015（H27）年に初めて減少に転じ、「本格的な人口減少社会の到来」が確認されました。本市の人口は、2015（H27）年の37,927人が、2040年には約30,600人まで減少が進むと予測されており、さらに2060年には24,000人まで減少すると予測されています。

また、全国の高齢化率は2025年に3割を超え、本市でも2040年には約37%が高齢者となることを見込まれるなど、本市においても少子高齢化は避けられず、生産年齢人口の減少とともに、経済規模の縮小や税収の減少、社会保障費の増大など、市民生活に様々な影響を及ぼすことが予想されます。

(2) 急速な技術革新

2030年頃には、第4次技術ともいわれる、IoTやビッグデータ、AIなどをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。

また、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定される中で、技術革新への取組の加速が大きな課題となっています。

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、生活圏が広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、地球規模の人類共通の課題が増大する中、課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

(4) 子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困は、相対的貧困率について改善がみられるものの、引き続き大きな課題です。家庭の社会経済的背景と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係がみられることを指摘する研究結果が出ています。

また、学歴などにより生涯賃金にも差がみられます。子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

(5) 地域間格差など地域の課題

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には、一人当たりの県民所得などに差が生じています。

地域に目を向けると、東日本大震災や熊本地震など各地で起こる大規模災害に

対して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められています。

2 教育をめぐる状況変化

(1) 子ども・若者をめぐる課題

- ・ 幼児の発育に関しては、社会状況などの変化による幼児の生活体験の不足から、基本的な技能などが十分に身に付いてないという課題が指摘されています。また、近年、国際的な研究成果などから幼児教育の重要性への認識が高まっています。
- ・ 小中学校の児童生徒の学力に関しては、国内外の学力調査が近年改善傾向にあります。一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、社会や生活の中で直面する課題の解決に主体的に取り組んでいくという面に課題があると考えられます。
- ・ スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある一方、授業においてコンピュータを使っている生徒の割合はOECD（経済協力開発機構）加盟国で最も低い水準にあります。
- ・ 情報化が進展し、多様な情報に触れることが安易になる一方で、情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘もあります。
- ・ 子どもがSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。
- ・ 子どもの体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がみられることが指摘されています。

(2) 地域コミュニティの希薄化

- ・ 地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの希薄化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

(3) 家庭環境の変化

- ・ 三世帯家庭の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあります。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの成長をめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の成長を支えていくことが重要です。
- ・ 身近に相談できる相手がないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

3 教育をめぐる国際的な政策の動向

- ・ 国際的にも、2030年に向けた教育に関する取組が進められており、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）加盟国政府、NGOなどによって、「教育2030行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされました。
- ・ 新たな学習指導要領の円滑な実施には、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、地域との連携・協働などに取り組むことが課題であり、サポートスタッフの配置など学校、教職員、児童生徒にとってより好ましい学習環境につながる方策の検討、また、学習指導要領改訂に合わせて、児童生徒の評価も充実していくことなどが求められています。

第3章 計画の体系

1 基本理念

【基本理念】

「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をにやう人づくり」

第2次宇土市教育振興基本計画においては、世界に誇れる日本人の精神や日本の伝統・文化を未来に継承し、社会に貢献できる人材を育てていくことを目指して、基本理念を「夢に向かって知と体をねりみがき、世界に誇る公德心に富む人を育む」と定め、その実現に向けて様々な施策を展開してきました。

今後も、この基本姿勢を踏まえながら、本計画においては、「郷土への誇りを育む教育」を最も大切にし、計画を推進します。

宇土市の子ども達が、自分が育った地域や学んだ学校に誇りを持ち、自分を育ててくれた家族、地域、学校に対する感謝の気持ちを持つ子ども達を育てることが重要です。

地域を知り、地域に学ぶこと、そして先人の知恵や業績、地域に受け継がれた産業、文化・芸術や歴史、文化財などについての理解を広げるとともに、地域の行事や祭などへの参加を通して「郷土宇土への誇り」が醸成することを目指し、上記の基本理念を掲げ、本市の教育政策を展開します。

2 基本方針

【基本方針】

- 1 響育 →自ら学び、考え、行動できる子どもを育む 教学相長の「響育」
- 2 郷育 →郷土を愛し、生涯健やかに学び続ける人を育む 温故知新の「郷育」
- 3 協育 →学校・家庭・地域が連携し、まちを支え、人を育む 和衷協同の「協育」

本計画の基本方針は、第2次宇土市教育振興基本計画の成果を継承し、そして発展させることにあります。

第2次宇土市教育振興基本計画の「3つの目標」を本計画では「3つの方針」として再定義し、基本方針を達成するために新たに5つの目標を設定します。

【5つの目標】

- 1 可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

第4章 今後5年間の目標

1 可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

① 確かな学力の育成

子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力の向上へ主体的に学習に取り組む態度を育成する。

具体的な取組例

(1) 小中一貫教育の実施

小中学校9年間を通して、児童生徒の発達段階やニーズに応じて、継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めます。

(2) 学力調査の分析と活用

熊本県学力調査、全国学力調査など実施後に、各学校の分析を行い、課題を明確に把握します。また、その課題を解決するために工夫や改善を行います。

(3) 複数指導の充実

市独自の非常勤講師の配置により、一人ひとりの子どもたちの状況に応じた授業を実施することで、確かな学力の向上を図ります。

(4) 教育力向上指導員の派遣

教職員の指導力向上を図るため、指導員を幼稚園及び小中学校に派遣し、授業改善に向けた指導助言を実施します。

(5) 学校訪問指導の実施

市教育委員会の訪問指導に加え、宇城教育事務所など外部からの授業の評価・指導により、授業の質を高め、教職員の指導力向上、学校全体の質を高めます。

② 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、社会の形成に参画し、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳心を養うため、物事を多面的・多角的に考え、判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

具体的な取組例

(1) 道徳教育の推進

今後も特別の教科道徳や様々な体験活動を通して、道徳教育の充実を図ります。

(2) 体験活動の充実

自然体験活動，文化芸術鑑賞活動，ボランティア活動などの道徳的活動の充実を図ります。

(3) 人権教育の推進

学校においては，同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する取組への理解を深め，市人権教育・啓発基本計画，市男女共同参画推進計画との整合性を図りながら人権教育を推進します。

また，市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し，人権尊重のまちづくりを進めるため，人権問題についての啓発・広報活動を行います。

(4) 読書活動の推進

学校図書の実質を図るため，学校図書標準冊数の確保に努め，地域学校協働活動とタイアップし，朝の読書活動や読み聞かせ活動を積極的に推進し，読書に親しむ機会を充実させ，子どもたちの豊かな心を育みます。

また，市立図書館と学校図書館については，オンラインを通じた連携が可能なシステムの導入を検討します。

(5) 環境学習の推進

子どもたちの自然や環境問題への興味や関心を育むため，環境学習の機会の充実を図ります。

(6) 歴史・文化学習などの推進

- ・ 市民会館において，毎年恒例のイベントとして定着している催事を継続して実施するとともに，各種文化芸術団体などと連携した新たな取組を通じて，より一層，市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供し，また芸術家や演奏家が学校や地域に出向いて太鼓などの演奏を行うアウトリーチ事業や，毎年開催している太鼓教室に積極的に取り組みます。
- ・ 轟貝塚，曾畑貝塚，轟泉水道など，市内に存在する各重要遺跡について，その保護・活用のため国の文化財指定を引き続き目指し，国指定重要有形民俗文化財の雨乞い大太鼓や県重要無形民俗文化財の宇土御獅子舞については，保存団体育成のための補助金の交付などを行い支援します。
- ・ 埋蔵文化財の体験発掘や古代船の乗船体験など，体験型歴史学習を通して，郷土の歴史や文化財への愛着を深め，郷土を愛する心を育むための学習機会の提供に積極的に努めます。

(7) 青少年の健全育成

関係機関や団体との連携を強化し，青少年センターを拠点に，補導委員による街頭指導や相談活動を行い，青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進し，市民の機運を高めるため，街頭や広報誌などでの啓発を積極的に行います。

③ 健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

具体的な取組例

(1) 新たな給食センター施設の建設

給食センター施設は老朽化が進んでおり、継続使用の維持・整備に努めますが、今後、建替えなどを行う際には、子どもの数の変動や多様な給食調理施設に適合できるように研究し、また、民間資本の活用も視野に入れ検討していきます。

(2) 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーを有する子どもへ個別の対応ができるように、調理施設の整備をはじめ、学校・幼稚園と連携を図り食物アレルギーに対して正しい理解と認識を共有し、安全性を最優先して段階的に対応を進めていきます。

(3) 給食指導などの充実

- ・ 学校における給食指導を通じて、子どもたちに食に関する正しい知識や望ましい食生活を身に付けさせるとともに学校・家庭・地域と連携した食育の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの地場産物への関心と本市の第一次産業の更なる振興を深めるために地場産物の導入品目の追加、普及に努め、地場産物の活用を推進します。

(4) 食育の推進

食卓での団らんの充実や食に関する体験、家庭・郷土料理や地域の食文化の継承などの推進を図ります。

(5) 歯科保健教室の実施

健康への知識の習得、歯の正しい磨き方の指導などを行う歯科保健教室及び福祉部局と連携・協力し、フッ化物洗口を継続して行い、子どもたちの健康増進を図ります。

(6) 部活動の在り方についての調査研究

部活動の活性化及び教職員の働き方改革につなげるため、部活動の在り方について調査・検討を行います。

また、小学校の運動部活動は社会体育に移行しましたが、児童の放課後時間の有効活用については、引き続き検討を行います。

(7) 体力診断テストの分析と活用

全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを活用し、児童生徒の体力向上を図るため、今後も取組を行います。

(8) 地域スポーツの推進

地域住民が交流を深めながら、年齢、性別、能力、障がいの有無に関わらず、

誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

④ 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、基礎的・汎用的能力を育成する。

具体的な取組例

(1) 中学校における職場体験の実施

働くことの意義ややりがい、必要性を実感させるために、今後も地域と連携して職場体験に取り組みます。

(2) 小・中学校におけるキャリア教育の推進

子どもたちが将来に対する夢を持ち、勤労観や職業観に明るい展望を持てるよう発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

⑤ 家庭・地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支える。また、地域との様々な関わりを通じ、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りをもつ子どもたちを育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

具体的な取組例

(1) 子育て支援事業の推進

地域の子育て拠点施設である幼稚園で子育て支援事業を引き続き実施し、保護者同士の交流や地域との関わりを深めることで、安心して子どもを育てられる体制づくりを図ります。

(2) 幼稚園・小中学校におけるコミュニティ・スクールの実施

地域と共にある学校づくりに関わる教育施策として、引き続き積極的な取組を継続して行います。（幼稚園については検討を進めていきます。）

(3) 学校運営の改善の推進

今後も、各学校の教育活動に対する評価を行い、その情報を公開することで、学校と地域における情報の共有化を図り、学校運営の改善を推進します。

(4) 学校・家庭及び地域・行政の連携

子育てに関する悩みや不安を解消するため、家庭教育講演会の開催やしつけなどに関する広報・啓発に努め、児童通学合宿の推進についても取り組みます。

(5) 地域学校協働活動の推進

- ・ 地域の異なる世代や年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（放課後子ども教室）
- ・ 地域ボランティアによる本の読み聞かせ，校内美化，登下校時の安全見守り，さらには学習支援の推進及び充実を図り，学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちの成長を支えることで，郷土愛を育み，地域の未来を担う人材を育成します。（学校支援活動）

2 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する

⑥ グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，外国語によるコミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神などを身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

具体的な取組例

グローバル化や社会情勢の変化に対応するため，ALT（外国人指導助手）などを活用して外国語及び外国語活動などの充実を図るとともに，外国語の背景にある文化に対する理解を深め，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。

また，ALTなどとの国際交流により英語に親しんでもらうためのイベント（English Summer Day CampやInternational Friendship Day）などを通じて，子どもたちの外国語への興味・関心を高める事業を実施します。

⑦ スポーツ・文化など多様な分野の人材の育成

次世代のアスリートや，日本の文化芸術の持続的な継承・発展・発信に向け，文化芸術を創造する人材を育成する。

具体的な取組例

(1) 小中学校体育施設の開放

子どもたちのスポーツ活動や交流活動の場，地域住民のスポーツなどの活動の場として，小中学校の体育施設の開放を引き続き推進します。

(2) 文化活動への支援

感性豊かな心を育むため、芸術鑑賞や音楽発表会などの文化活動については、指導者の派遣や補助金の交付などによって支援を行います。

(3) 地域に誇れる人材育成への支援

スポーツや文化芸術により、優秀な能力を発揮し地域に誇れる人材育成を支援します。

3 生涯学び、活躍できる環境を整える

⑧ 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

具体的な取組例

(1) 各種講座の充実及び支援

- ・ 市民のニーズを把握し、見直しや拡充を行い、語学・教養・健康・趣味などを中心に生涯学習講座を開講します。
- ・ 中央公民館や分館、やきもの教室、各地区公民館で開催されている自主講座などの学習機会を積極的に支援していきます。

(2) 地域の人材発掘と活用や各種団体との連携強化

- ・ 地域教育力の向上と生涯学習の推進のため、様々な知識やスキルを持つ市民を募り、また各種講座で育成した指導者を学校や団体などに派遣して、伝統文化の学習や世代間交流を図ります。
- ・ 宇土市地域婦人会連絡協議会や宇土市PTA連合会、宇土市子供会連絡協議会などの社会教育関係団体の活性化を支援します。

(3) 図書館の充実・読書の推進

- ・ イベント・広報などにより、積極的に図書館のPRを行い、身近で利用しやすい図書館の整備に努めます。
- ・ 市民一人ひとりが、生涯にわたって学び続けることができるように、あらゆる世代を対象とした図書館資料の充実・拡充を図ります。
- ・ 読み聞かせボランティア養成講座の開催などを通じ、図書館ボランティアの人数を増やし、読書活動の充実を図ります。

⑨ 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

具体的な取組例

(1) 公民館などの整備

地域づくりなどの活動拠点となる中央公民館・各地区公民館の長寿命化に向けた整備・改修を計画していきます。

(2) 市民に向けた積極的な公開・活用

- ・ 国指定史跡「宇土城跡」の発掘調査で確認された遺構の表示や解説サインなどを配置して、史跡の積極的な公開・活用を図ります。
- ・ 県指定民俗文化財「宇土雨乞い大太鼓」を展示している大太鼓収蔵館や、かつて全国的に知られていた網田焼を展示している「網田焼きの里資料館」の展示品や解説などを充実させ、価値の再認識を図ります。

(3) 行政と地域が一体となった健康づくり体制の構築

「生涯にわたる健康づくり」という大きな目標のために、行政各課、地域の各種団体が連携し、スポーツ、介護予防、健康診断などの複合的な要素を組み合わせた健康づくりができる体制を整備します。

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

⑩ 家庭の経済状況や地理的条件への対応

様々な子どもの貧困対策を展開し、経済的困難を抱える家庭の子どもにもしっかりと学力を身に付けることができるように、幼児期や小学校低学年の時期から子どもの学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

具体的な取組例

(1) 就学支援の充実

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、就学援助費、遠距離通学費の支給など教育に関する支援を継続して行います。

(2) 高等教育の支援

経済的な理由で就学が困難と認められる生徒などに対して、給付型の奨学金「入学準備祝金」を給付し、社会的有用な人材の育成を支援します。

(3) 就学時健康診断の充実

学校保健安全法に基づき、市内全ての小学校において就学時健康診断を実施し、

健診の結果を保護者に通知することで、必要な治療や支援につながる機会を確保します。

また、家庭の教育力充実のため、就学時健康診断に合わせて、家庭のしつけなどをテーマとした講演会などを開催します。

(4) 幼保小中の連携強化

「遊び」から「学び」へのスムーズな接続を行うため、各校区単位の幼保小中で連携し、発達などに関することなどを話し合う機会の充実を図ります。

⑪ 多様なニーズに対応した教育機会の提供

障がいの有無や日本語指導の必要性、家庭環境や学校生活での複合的な課題など多様なニーズに丁寧に対応した、子どもの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実施する。

具体的な取組例

(1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・ 障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。
- ・ それぞれの子どもが、可能な限り共に学び、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を付けていけるよう、教育環境整備の充実を図ります。
- ・ 地域や社会との連携の推進や、多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援が切れ目なく提供できるよう、早期からの教育相談・支援体制の推進を図ります。

(2) 外国にルーツを持つ子どもへの支援

海外に在留した後に帰国した児童生徒や外国人児童生徒が来日する際、海外における学習・生活体験を活かしつつ、国内の学校生活に適應することができるように、関係機関と連携し、児童生徒のニーズに応じた日本語指導を実施します。

(3) 心の教室相談などの充実

学校生活における悩みや不安などを持つ生徒が気軽に相談できる窓口として、引き続き各中学校に心の教室相談員を配置し、生徒が心にゆとりを持って就学することができる教育環境の充実を図ります。

また、不登校児童生徒の学校以外の居場所として、適應指導教室（ほっとスペース）の充実を図ります。

(4) スクールソーシャルワーカーなどの配置推進に関する検討

社会の急激な変容などに伴い、悩みや問題を抱える保護者や児童生徒が増加す

る傾向にあることから、児童生徒の家庭環境などを踏まえた指導・支援体制の充実を図るため、必要な学校においてスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどの配置推進に関する検討を行います。

(5) 小規模校への対応

学校の児童生徒数は、今後も地域により差が拡大していくことが予想されています。小規模校で学びたい、子どもを学ばせたいという大規模校通学者あるいはその保護者を対象に所定の条件のもと入学・転入学ができるように小規模特認校制度を継続して実施します。

5 教育政策推進のための基盤を整備する

⑫ ICT利活用のための基盤の整備

主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けた各教科などの指導におけるCT活用を促進し、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力及びそれを支えるICTの基本的なスキルを育成する。

また、校務をICT化し教職員の業務負担軽減及び教育の質を向上させる。

具体的な取組例

(1) ICT教育の推進

タブレット端末については、今後パソコン教室のパソコン更新に伴い導入を進めていきます。

また、校務支援システムについては、県内では導入が進んでいますので、教職員の働き方改革につなげるため、宇城管内で連携しながら、引き続き検討を行います。

(2) 情報モラル教育の推進

インターネットによる犯罪やいじめを未然に防ぐために早期からの情報モラル教育を推進します。また、家庭内でのスマートフォンやパソコンなどの利用について家庭でのルールづくりを進めるため、学校・PTA・行政が協力した啓発活動を実施します。

(3) 授業での活用

ICTの基盤を整備した後は、具体的な授業を支援する方法について検討します。

⑬ 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法などの変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設などの学校内外における教育環境を充実する。

具体的な取組例

(1) 学校施設・整備の充実

市内の幼稚園及び小中学校の建物や設備について、老朽化が著しいため、建設年度や改修履歴及び利用形態を把握し、有利な補助制度を活用し長寿命化に向けた整備を計画していきます。

(2) 安全にスポーツができる環境の整備

スポーツ施設の老朽化や利用者の要望を把握し、計画的に改修や改善による整備を進め、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる充実した環境づくりに努めます。

(3) 図書館施設の充実

図書館施設を今後も安全・安心に利用できるようにするため、早期の耐震化対策を進めます。

⑭ 児童生徒などの安全の確保

学校管理下における事故を可能な限り減少させるとともに、死亡事故の発生をゼロとすることを目指す。

具体的な取組例

(1) 交通安全教育の実施

子どもたちが安心して通えるように、通学路の点検を各関係機関と協力して実施します。また、交通安全教室を継続して行います。

(2) 通学路点検の実施

交通安全プログラムに則り、関係機関と連絡を密に取りながら点検を行い、対策を図ります。

(3) 防災教育の実施

熊本地震や豪雨災害が学校現場に与えた衝撃は大きく、各学校において、改めて学校施設が周辺地域に果たすべき避難所としての役割などを検討し、学校防災の在り方を見直し、防災教育を推進していきます。

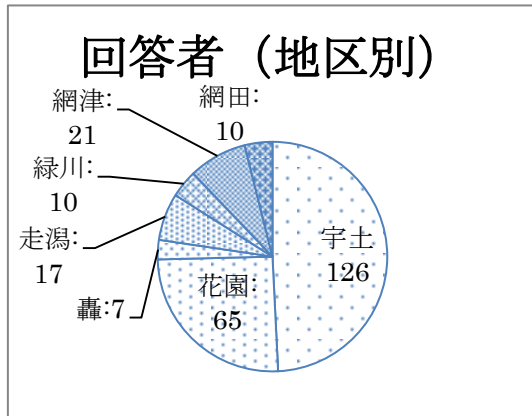
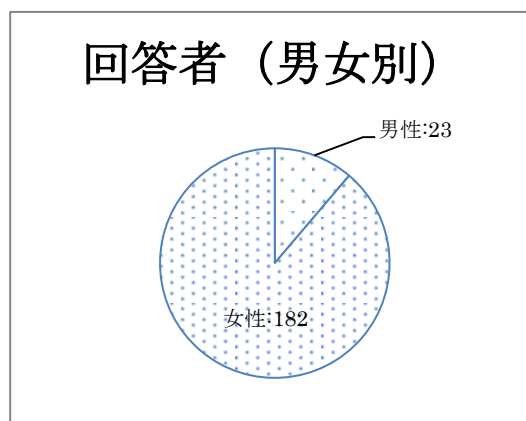
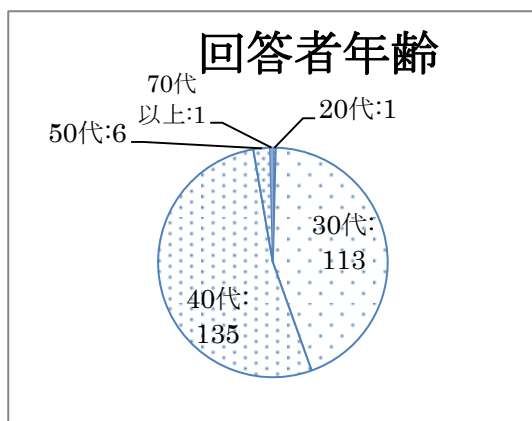
(4) 緊急時の対応能力の育成

学校や幼稚園で避難訓練や不審者対応の訓練を実施します。危険な場所や状況を把握し関係機関と連携を行い周知することで、子どもたちが自ら回避できる力を身に付ける機会の充実を図ります。

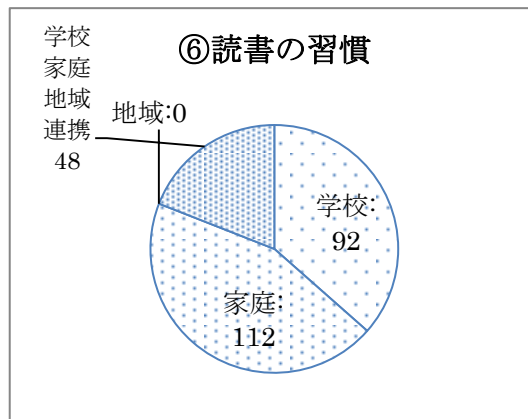
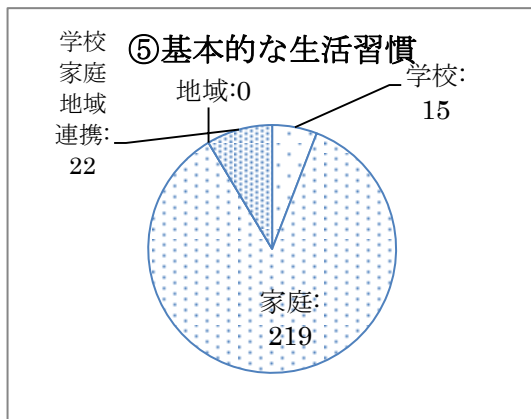
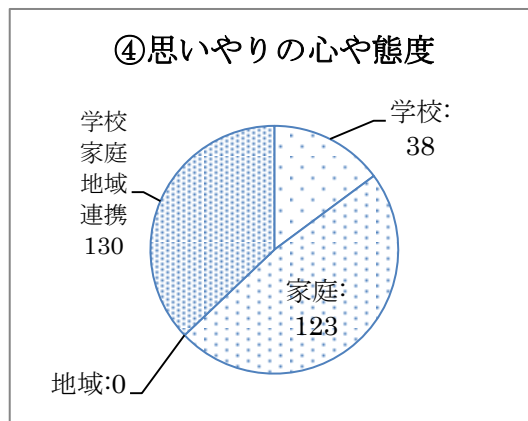
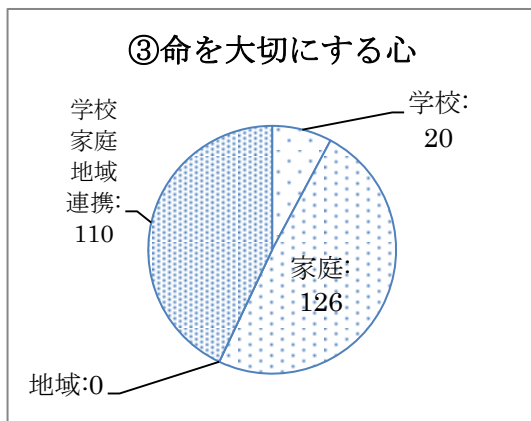
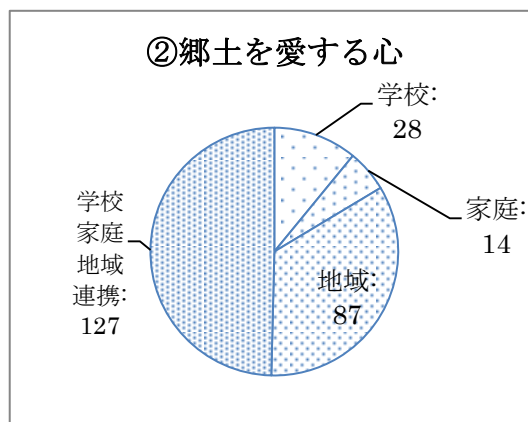
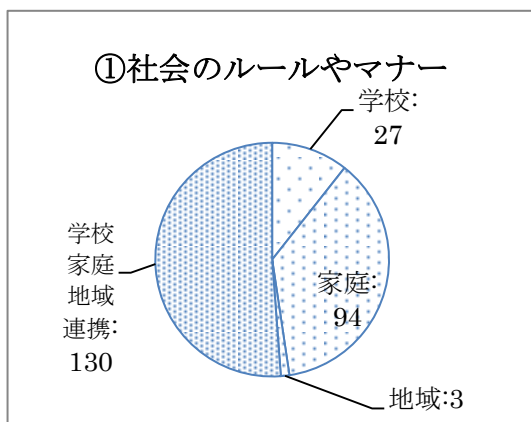
第5章 アンケート結果

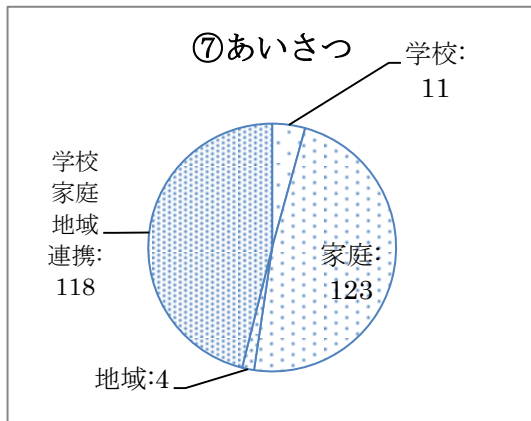
本計画の策定に当たり、市内の小学校5年生の保護者及び中学校2年生の保護者に対して教育（就学前教育，学校教育，社会教育，文化財保護，生涯スポーツ，教育行政事務など）に関する状況・提言を把握し，新たな計画に反映させることを目的として，平成30年8月にアンケート調査を実施しました。

【小学校5年生保護者（回答者：256名 ※回答がない項目あり）】



問1 次の項目について、学校（幼稚園や保育園を含む）、家庭、地域のうち、どこが主になって子どもに身につけさせるものだと思いますか。

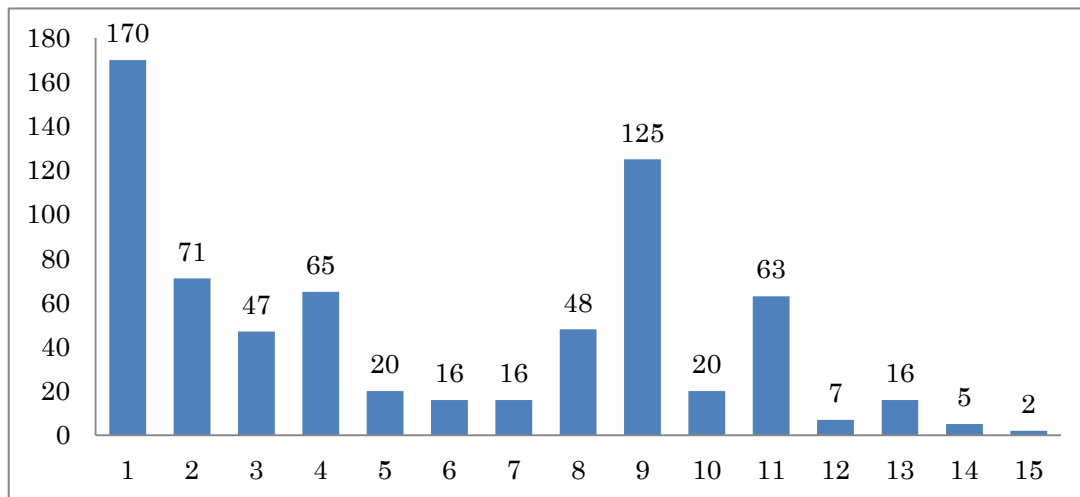




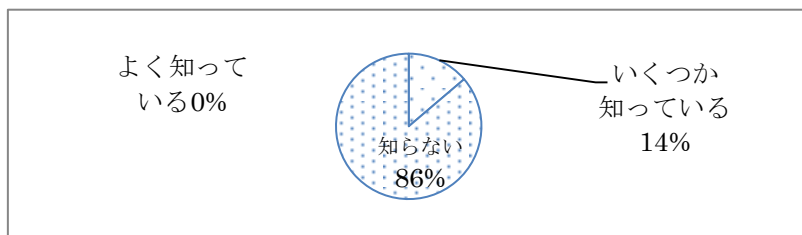
問2 現在、様々な教育問題に対して家庭や地域の教育力に期待する声があります。あなた自身が主体的に取り組むことができると思うものを選んでください。

(主なものを3つまで○)

- 1 地域の子どもたちへのあいさつや声かけ
- 2 子どもたちの通学区域の安全を守る活動への参加・協力
- 3 学校や学校周辺の美化・環境整備への参加・協力
- 4 子どもが参加するイベントの開催, 参加
- 5 地域や伝統を継承し, 郷土愛を育むためのイベントの開催, 参加
- 6 しつけなどに関する学習会の開催, 参加
- 7 公民館, 図書館など社会教育施設での学習
- 8 学校との情報交換や話し合いなどへの参加
- 9 運動会や文化祭などの学校行事への参加・協力
- 10 部活動などの指導への協力
- 11 子ども会, P T Aなどの取組への参加, 協力
- 12 家庭教育学級などへの参加
- 13 子育てに悩む親などへの支援・サポート
- 14 青少年の健全育成に関する支援・サポート
- 15 その他 (



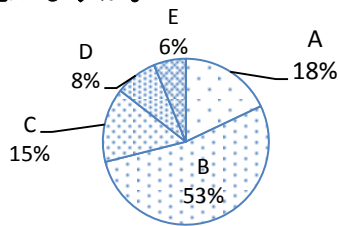
問3 宇土市教育委員会では、平成26年度に「第2次宇土市教育振興基本計画」(教育立市プランⅡ)を策定し、教育に関する様々な取り組みを行っていますが、具体的な取組の内容を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)



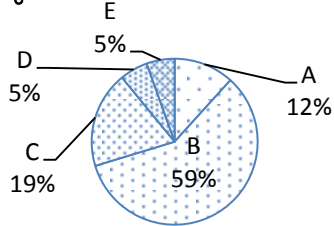
問4 次の宇土市の教育の取り組みなどについて、どのように感じていますか。
(それぞれあてはまる番号1つに○)

※グラフ中凡例
A: と思う B: どちらかというと思う C: どちらかというと思わない
D: そう思わない E: わからない

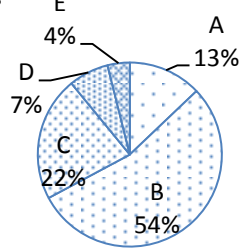
①就学前教育(幼稚園・保育園)の教育(保育)は充実していると思いますか。



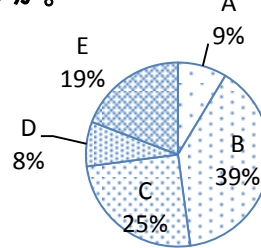
②児童生徒の学力向上への取組は充実していると思いますか。



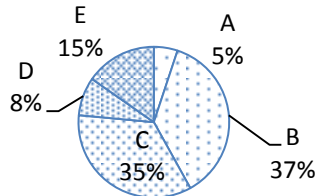
③児童生徒の健康・体力向上への取組は充実していると思いますか。



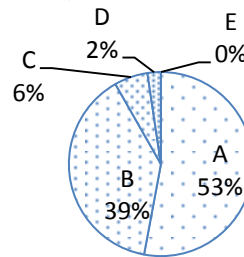
④いじめ・不登校への教育相談体制は整備されていると思いますか。



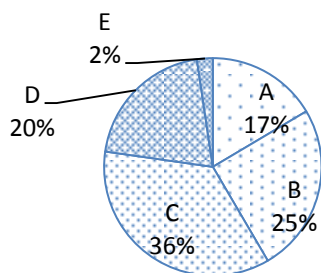
⑤保護者向け家庭教育の取組(しつけに関する学習の機会や情報の提供など)は充実していると思いますか。



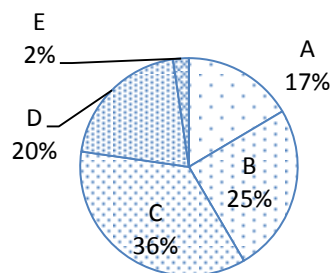
⑥毎日、家族団らんなどの親子の対話の時間はありますか(ありましたか)。



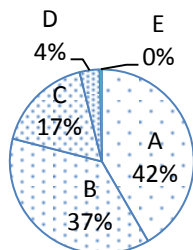
⑦家族ぐるみで読書に親しむ機会がありますか(ありましたか)。



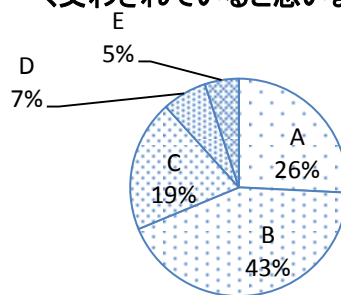
⑧市立図書館のサービスは充実していると思いますか。



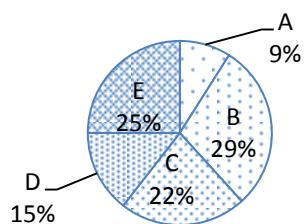
⑨家庭で「早寝、早起き、朝ごはん」を実行できていると思いますか。



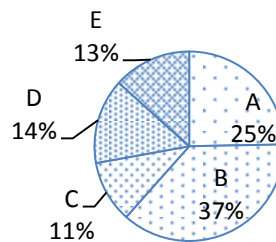
⑩地域の方同士での挨拶がよく交わされていると思いますか。



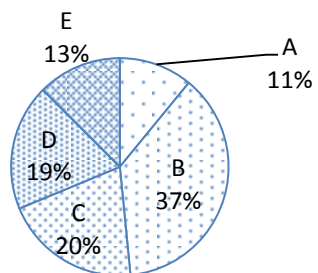
⑪あなたの地区は、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運がありますか。



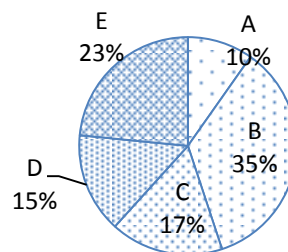
⑫あなたの地区の公民館は、地域の活動を行う際に役に立っていますか。



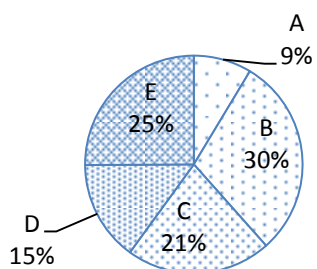
⑬市内のスポーツ施設は利用しやすいと思いますか。



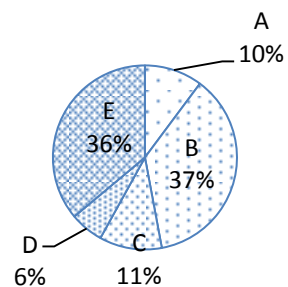
⑭本市のスポーツ振興策は充実していると思いますか。



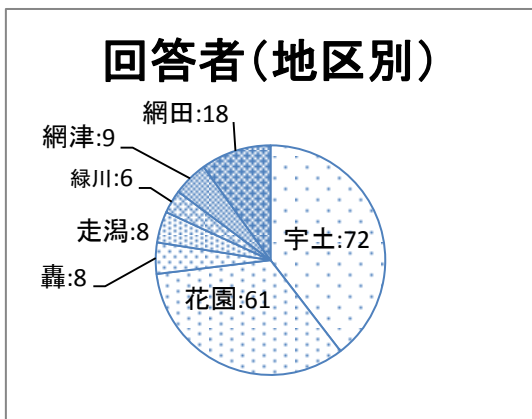
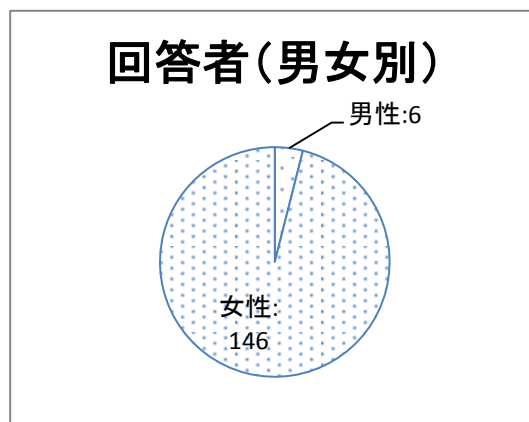
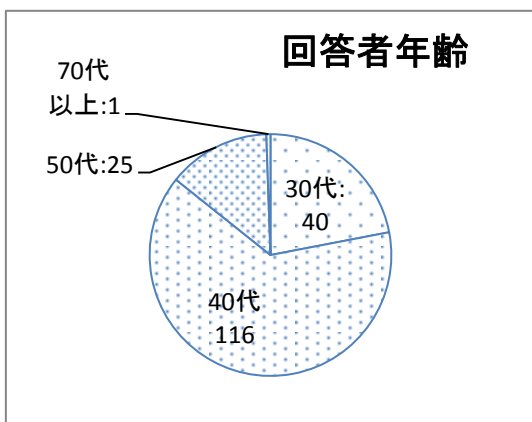
⑮市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思いますか。



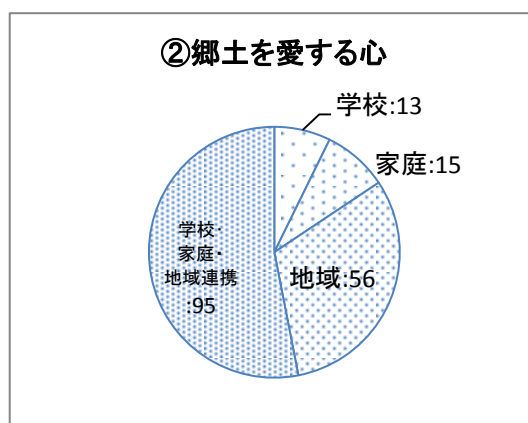
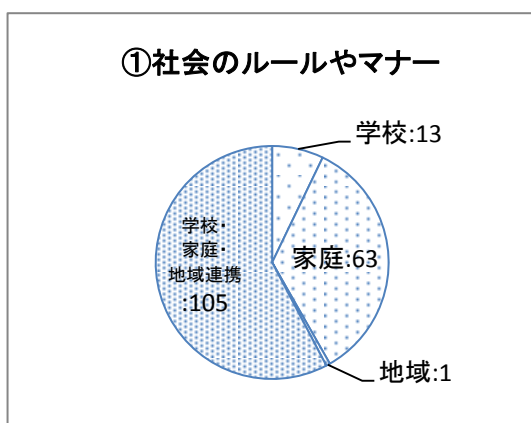
⑯市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思いますか。



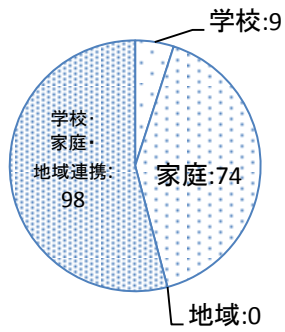
【中学校2年生保護者（回答者：182名 ※回答がない項目あり）】



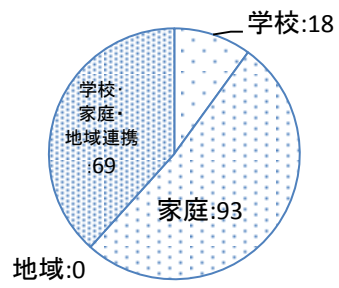
問1 次の項目について、学校（幼稚園や保育園を含む）、家庭、地域のうち、どこが主になって子どもに身につけさせるものだと思いますか。



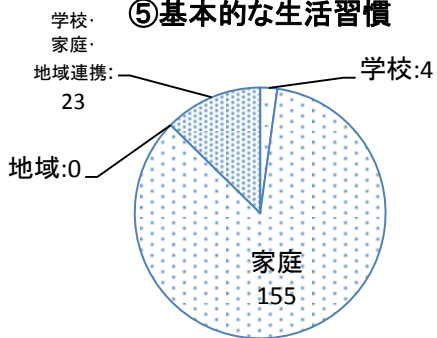
③命を大切にする心



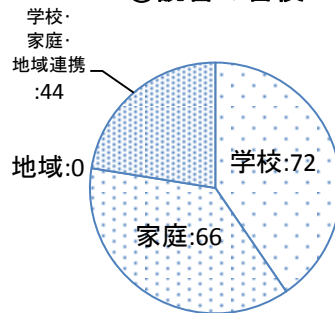
④思いやりの心や態度



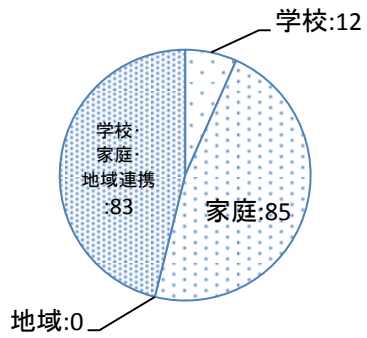
⑤基本的な生活習慣



⑥読書の習慣



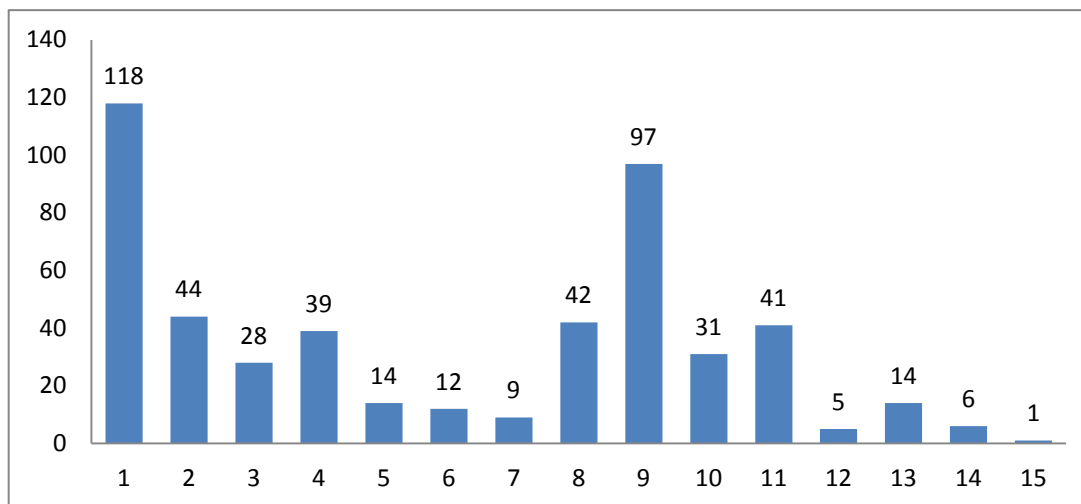
⑦あいさつ



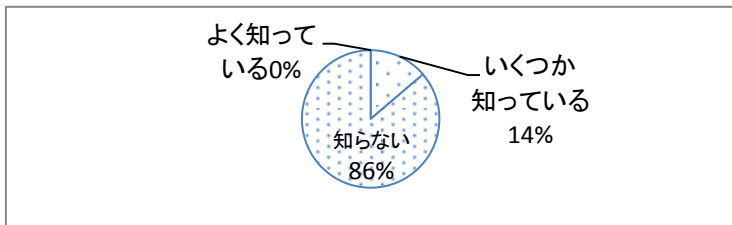
問2 現在、様々な教育問題に対して家庭や地域の教育力に期待する声があります。あなた自身が主体的に取り組むことができると思うものを選んでください。

(主なものを3つまで○)

- | | |
|----|---------------------------------|
| 1 | 地域の子どもたちへのあいさつや声かけ |
| 2 | 子どもたちの通学区域の安全を守る活動への参加・協力 |
| 3 | 学校や学校周辺の美化・環境整備への参加・協力 |
| 4 | 子どもが参加するイベントの開催, 参加 |
| 5 | 地域や伝統を継承し, 郷土愛を育むためのイベントの開催, 参加 |
| 6 | しつけなどに関する学習会の開催, 参加 |
| 7 | 公民館, 図書館など社会教育施設での学習 |
| 8 | 学校との情報交換や話し合いなどへの参加 |
| 9 | 運動会や文化祭などの学校行事への参加・協力 |
| 10 | 部活動などの指導への協力 |
| 11 | 子ども会, P T Aなどの取組への参加, 協力 |
| 12 | 家庭教育学級などへの参加 |
| 13 | 子育てに悩む親などへの支援・サポート |
| 14 | 青少年の健全育成に関する支援・サポート |
| 15 | その他 (|

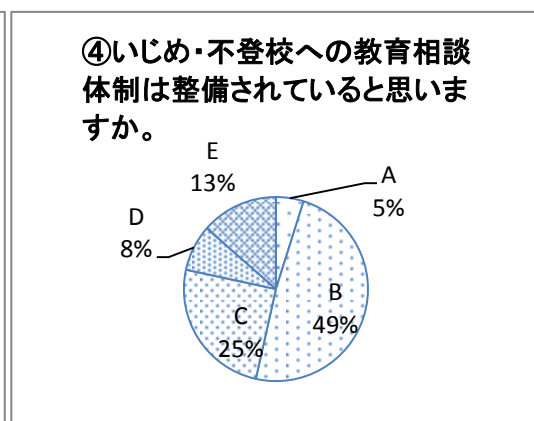
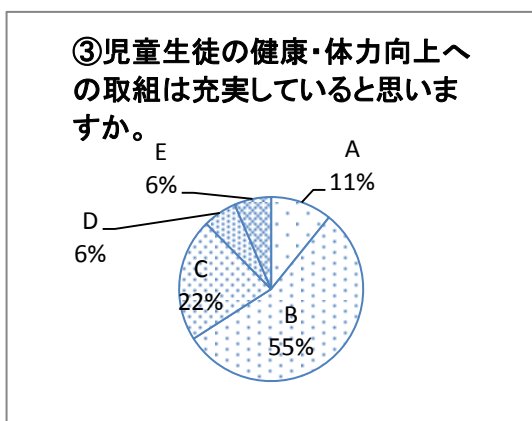
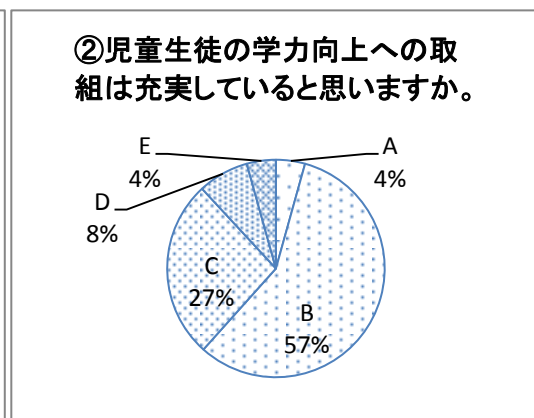
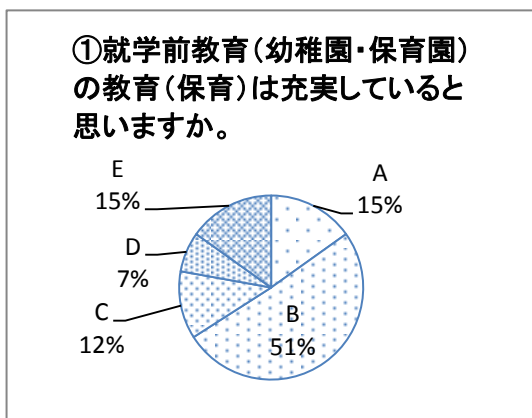


問3 宇土市教育委員会では、平成26年度に「第2次宇土市教育振興基本計画」(教育立市プランⅡ)を策定し、教育に関する様々な取り組みを行っていますが、具体的な取組の内容を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

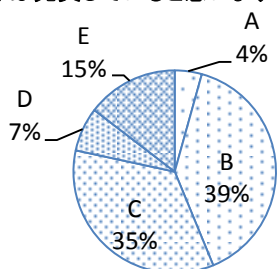


問4 次の宇土市の教育の取り組みなどについて、どのように感じていますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

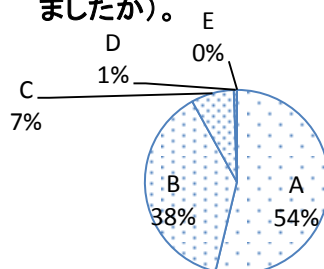
※グラフ中凡例
 A: そう思う B: どちらかというと思う C: どちらかというと思わない
 D: そう思わない E: わからない



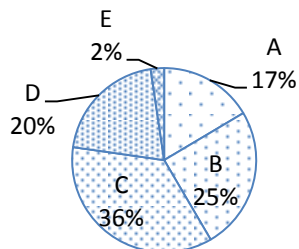
⑤保護者向け家庭教育の取組(しつけに関する学習の機会や情報の提供など)は充実していると思いますか。



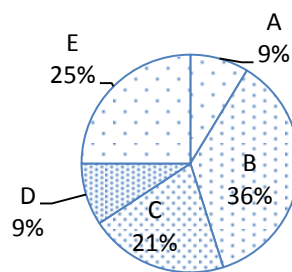
⑥毎日、家族団らんなどの親子の対話の時間はありますか(ありましたか)。



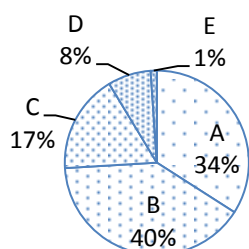
⑦家族ぐるみで読書に親しむ機会がありますか(ありましたか)。



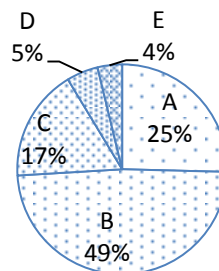
⑧市立図書館のサービスは充実していると思いますか。



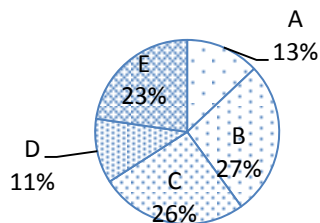
⑨家庭で「早寝、早起き、朝ごはん」を実行できていると思いますか。



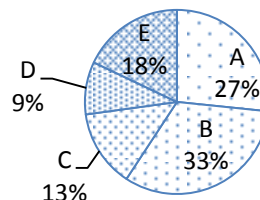
⑩地域の方同士での挨拶がよく交わされていると思いますか。



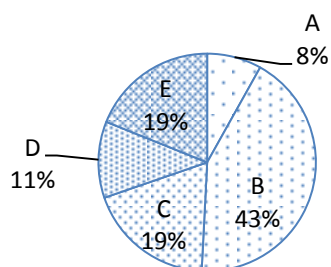
⑪あなたの地区は、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運がありますか。



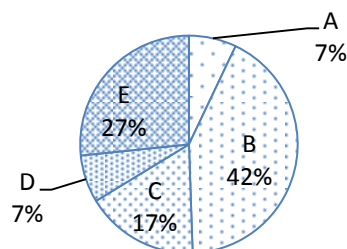
⑫あなたの地区の公民館は、地域の活動を行う際に役に立っていますか。



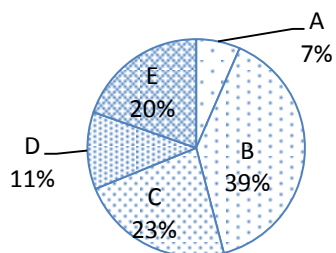
⑬市内のスポーツ施設は利用しやすいと思いますか。



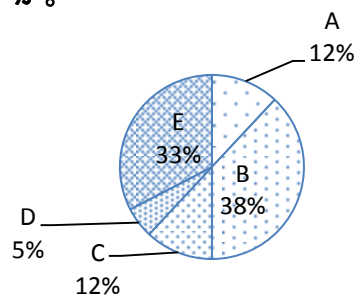
⑭本市のスポーツ振興策は充実していると思いますか。



⑮市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思いますか。



⑯市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思いますか。



第6章 推進体制

1 本計画の推進に当たっては、「第6次宇土市総合計画基本計画（2019年度～2023年度）」及び他の関連する計画と整合性を図りながら、関係部局と連携し計画を推進します。

2 本計画に掲げた施策や事業をより効率的で効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ることが重要です。事業の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年実施している「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価します。

また、結果を公表し、施策単位における計画の進捗管理を行い、次年度以降の施策展開に反映させながら、より効率的で効果的な教育行政の推進に努めます。